

# 第1回芦田川水系河川整備アドバイザー会議 におけるご意見と対応

令和2年6月25日

国土交通省中国地方整備局

# 治水に関するご意見と対応(1)

No.		ご意見	対応
治水－1	河川整備全般	実際の河川整備にあたっては専門家の意見を聞いた上で実施してほしい。	変更原案（案）P65「鳥類の生息場でもある河道内の樹木群、魚類の産卵場等多様な動植物の生息・生育・繁殖環境や景観に配慮するため、 <b>専門家から意見・助言を得ながら実施</b> します。」を追記。
治水－2	河川整備全般	河川内の水面上に出ている巨石等の飛沫帯には多数の生物が生息していることから、河川整備にあたっては保全や復元等の配慮が必要である。	変更原案（案）P67～70 各箇所の整備にあたっては以下のとおり環境に配慮しながら進めていく。 ・「水際部に河岸植生帯等の浅場環境を創出することで、生物の生息空間を創出」 ・「アンジュレーションを設け、斜めに掘削することで多様な水際環境を創出」 ・「淵や河畔林を保全するとともに、水際部に河岸植生帯等の浅場環境を創出することで、生物の生息空間を創出」 ・「ワンド・たまり等の良好な環境を保全」
治水－3	河道掘削	洪水対策として掘削した場合、景観が変わるという懸念はないのか。	変更原案（案）P67 「実施にあたっては、河道掘削により、現況の自然環境を改変することになるため、自然環境への影響が極力小さくなるように配慮する。」を記述。（現行の整備計画を踏襲）  なお、治水－1のとおり専門家から意見・助言を得ながら実施する。
治水－4	河道掘削	今後河道掘削を行う際には文化財の保護にも配慮してほしい。	変更原案（案）P65 「地域の歴史や文化への配慮が必要とされる区域は、事業の進め方について、関係機関等と協議を行います。」（現行の整備計画を踏襲）
治水－5	河道掘削	芦田川水系では時々オオサンショウウオが保護される。環境DNAを活用すれば、生息している支川等が特定でき、保護に役立つのではないか。将来上流でも掘削計画があるので、掘削時の巣穴の保護等に活用できると考えられる。	実際の河道掘削時には、必要に応じ環境DNAの活用など専門家からの意見・助言を得て、生物環境の保全をしつつ事業を進める。  変更原案（案）は、治水－1と同様。

## 治水に関するご意見と対応(2)

No.		ご意見	対応
治水－6	堤防の強化対策	芦田川の堤防は築堤材料がかなり古いものが残っていて強化対策が必要となっているところがあるのか。	<p>変更原案（案）P17 治水の現状と課題</p> <p>「大正12年より順次整備されてきたもので、築堤年代が古く、多くの堤防の内部構造が不明確な部分も多いため、堤防の浸透に対する安全性照査（照査総延長：56.1km）を実施」を記述。（現行の整備計画を踏襲）</p> <p>「<b>照査の結果、約5割にあたる約27.7kmで安全性が確保できていないことが判明</b>」を追記。</p> <p>変更原案（案）P73 堤防の浸透対策として、<b>具体的な整備箇所</b>を位置付け。</p>
治水－7	堤防の強化対策	順次対応するとのことであるが、どういうあたりをつけるのか、どれくらいの期間で対策をするのか。	<p>変更原案（案）P56 河川整備計画の対象期間 「芦田川水系河川整備基本方針に即した河川整備の当面の目標であり、その<b>対象期間は概ね30年</b>とします。」と記述。</p> <p>変更原案（案）P73 「現況の安全性度、人口・資産の集積状況、過去の浸透による被災実績等を踏まえつつ、順次実施します。」と記述。</p>

# 利水に関するご意見と対応

No.	項目	ご意見	対応
利水－ 1	水利用	降雨量や流量が増加すると水の賦存量も増加するので、河川構造物で少し貯留量を増やすといったこともあり得るのかもしれない。	<p>変更原案（案）P60 水利用に関する目標 「八田原ダム・芦田川河口堰による水の補給と関係機関との協力により、生活・産業等に必要な水の安定的な確保に努めます。」を記述。（現行の整備計画を踏襲）</p> <p>変更原案（案）P76 「渇水時の被害を最小限に抑えるために、八田原ダムや芦田川河口堰の適切な運用、水利使用者相互間の水融通、関係機関との有効な利水運用についての調整・協議を継続し、取水調整を円滑に進めます。」を記述。 （現行の整備計画を踏襲）</p>

# 河川環境に関するご意見と対応(1)

No.	項目	ご意見	対応
環境－1	水質改善・親水空間の整備	<p>水質はかなり改善されている一方、市民のイメージは変わっていない。これを変えていくために自治体等と連携したかわまちづくりを積極的に推進し、市民が川に親しみ、水質が改善されていることを認識してもらうことで、イメージが払拭できるよう親水空間を創造することに取り組んでほしい。</p>	<p>変更原案（案）P81 かわまちづくりの推進</p> <p>「河川周辺地域との一体的な活用を図るため、<b>地元自治体と連携・協力しながら、かわまちづくりを推進</b>していきます。」を追記。</p> <p>「<b>河川管理者が推進主体（市町等）と連携して、かわまちづくり計画を策定し、その計画に即して、治水上及び河川利用上の安全・安心にかかる河川管理施設の整備を行います。</b>」を追記。</p> <p>変更原案（案）P110～111          地域の方が芦田川に親しみを持ってもらうために、現行の整備計画を踏襲し以下の内容を記述。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「河川情報の共有化」              各種イベントやインターネット等を通じて、河川に関する広報活動を強化し、河川愛護、河川美化等の普及や啓発に努めます。</li> <li>・「河川に関する学習支援」              バラエティに富んだ講座を「出前講座」として用意し、河川に関する学習を今後も支援します。</li> <li>・「河川の協働管理」              地元自治体や地域住民、NPO等の参画を推進し、役割分担をしながら、連携・協働の体制を強化します。</li> </ul> <p>以上のことを通じて、水質が悪いというイメージを払拭できるよう努めていく。</p>

# 河川環境に関するご意見と対応(2)

No.	項目	ご意見	対応
環境－2	生物生息環境の保全	芦田川はタナゴの種類が多いことで有名であり、タナゴやタナゴが卵を産む二枚貝が生息できるようなワンド環境等の再現・確保が必要である。河川環境の健全性を評価するためのパラメータとしてタナゴ類を指標としたモニタリングを位置付けてはどうか。	<p>変更原案（案）P67～70 治水－1、治水－2と同様に、河川整備にあたっては専門家から意見・助言を得ながら、「ワンド・たまり等の良好な環境を保全」するなど、生物生息環境の保全に努めていく。</p> <p>変更原案（案）P94～95 「芦田川の自然環境を保全するため、河川及びダムでの「河川水辺の国勢調査」等によって動植物の生息・生育・繁殖状況に関するモニタリングや河川空間の利用状況の調査を行います。」を記述。（現行の整備計画を踏襲） 「河川水辺の国勢調査に加えて、水生生物調査や芦田川河口堰やその他の床固め、堰等での魚道調査の実施、河川環境保全モニター制度等により情報の把握に努めます。また、モニタリングにより得られた情報と社会情勢の変化、地域のニーズ等を踏まえ、治水・利水・環境のバランスのとれた総合的な河川管理が展開できるように努めます。」を記述。（現行の整備計画を踏襲）</p>
環境－3	生物生息環境の保全	植生浄化の陸域のヨシ等は水質浄化の観点から刈り取って持ち出す必要があるが、水中については、水生生物の生息・繁殖環境となっていることから可能な限り保全できるよう配慮が必要である。	<p>変更原案（案）P79 「芦田川下流部では、河岸植生帯が上流に比べて少なくなっていることから、動植物の生息・生育・繁殖実態の検討により、生物環境改善が必要な場合には、積極的に生息・生育・繁殖環境が保全されるよう整備を行います。また、下流部の河岸については、浅場造成、河原整正等を行い、水質保全と併せて多様で良好な水生生物の生息環境の保全・整備を行います。」を記述。（現行の整備計画を踏襲）</p>
環境－4	生物生息環境の保全	ナゴヤサナエやキベリマメゲンゴロウ、セイタカヨシは、広島県内では芦田川のみ生息・生育していることから、特に注意が必要である。	<p>実際の整備にあたっては治水－1、治水－2のとおり専門家からの意見・助言を得て、生物環境の保全をしつつ事業を進める。</p>

## 河川環境に関するご意見と対応(3)

No.	項目	ご意見	対応
環境－5	水質の保全	高屋川河川浄化施設については、本来、発生源で対応することが基本であり、河川事業での浄化対策は補完と考えるべきである。現在は環境基準付近で推移しているが、今後、安定的に下回る状況になれば、完全に停止してよいと考える。	<p>変更原案（案）P83 高屋川河川浄化施設の運転継続</p> <p>「下水道整備等の流域対策が<b>進捗したことで高屋川の水質改善が進んだことから、高屋川河川浄化施設の浄化効果が小さくなっている。</b>」を追記。</p> <p>「<b>今後、高屋川河川浄化施設による効果を検証しながら、施設の存続の可否に向けた検討を実施します。</b>」を追記。</p>
環境－6	水質の保全	最近、全国的にも農薬による生物への影響が懸念されており、昆虫等への影響や魚類等への蓄積も考えられることから、芦田川に農薬が流入し河口堰湛水域へ溜まっていないか調査してはどうか。	<p>変更原案（案）P97</p> <p>「河川の水質を把握するために、継続的に水質観測を行っています。今後も、水質観測所の点検を適切に実施するとともに、河川維持管理計画において定めた適切な頻度等により水質観測を継続します。」を記述。（現行の整備計画を踏襲）</p> <p>変更原案（案）P109</p> <p>「農業系や自然系等、排出源を特定しにくい汚濁源の対策について関係機関と協議・調整を図ります。また、生活排水が直接流入する河川や水路等の浄化を推進するために、関係機関と協議・調整を図ります。」を記述。（現行の整備計画を踏襲）</p> <p>なお、河口堰湛水域である小水呑橋地点（河口より4km地点）において農薬項目となる数項目を年2回実施しているが、特段問題となる結果は出ていない。</p>

# 維持管理に関するご意見と対応

No.	項目	ご意見	対応
維持管理 － 1	植生浄化	植生浄化については、ヨシ等の刈り取りも必要だが、植生により河川水中の有機物を沈降させていることから、清掃等の管理が必要である。清掃については、例えばアドプトのような地域が主体となって実施していくことが望ましい。	変更原案（案）P111 河川の協働管理  現行の整備計画を踏襲し、以下の内容を記述。 ・福山市と協力して整備した河川公園「ちゃぷちゃぷらんど」や「府中市こどもの国ポムポム」は市民団体が清掃等の維持管理を実施。 ・今後も適正な河川管理を行っていく上で、地元自治体や地域住民、NPO等の参画を推進し、役割分担しながら、連携・協働の体制を強化。
維持管理 － 2	樹木伐採	ムクノキやエノキ、オニグルミ等の在来の河畔林は皆伐せず、可能な限り保全してほしい。	変更原案（案）P92 河道内樹木の管理  「河道内の樹木はその周辺に生息する生物にとって重要な生息環境であることから、環境面の機能の保全に配慮しつつ、河道内の流下能力や堤防等の施設の安全性の確保、川らしい環境や景観の保全を図り、計画的に樹木の伐採を行う。」を記述。（現行の整備計画を踏襲）